# 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱

令和5年11月29日 府地創第327号 令和5年12月22日 部
改 TE. 令和6年4月1日 部 正 改 令和6年12月17日 部 改 TF. 令和7年4月1日 部 改 TF. 令和7年5月27日 部
改 TF.

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

#### 第1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に掲げる物価高から国民生活を守るの事項又は「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)に掲げる物価高の克服の事項(以下「経済対策」という。)についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

#### 第2 用語の定義

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

実施計画に基づく事業に要する費用のうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

# 第3 交付金の交付の対象

#### 1 交付対象者

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。) の交付対象者は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)(以 下「地方公共団体」という。)とする。

# 2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

- 一 実施計画を作成する地方公共団体(以下「実施計画作成地方公共団体」という。)が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生に資する事業(経済対策に対応した事業)の実施に要する費用の全部又は一部を負担する地方単独事業であること。
- 二 地方公共団体の令和5年度予算、令和6年度予算若しくは令和7年度 に計上され実施される事業又は令和5年度予算、令和6年度予算若しく は令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業であるこ と。
- 三 令和5年4月1日以降に実施される事業であること。

# 3 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成 地方公共団体が負担する費用とする。

#### 第4 交付限度額

- 1 地方公共団体ごとの交付限度額は、別紙1により算定される額とする。
- 2 内閣総理大臣は、交付限度額を算定したときは、地方公共団体に通知するものとする。

#### 第5 実施計画の作成及び提出等

# 1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を 記載した実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとす る。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業と経済対策との関係
- 四 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 五 事業実施期間
- 六 その他必要な事項

#### 2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

# 3 交付対象事業の実施状況及びその効果の公表

地方公共団体は、実施計画に基づき交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果を事業が完了した日の属する年度(以下「事業完了年度」という。)の翌年度末までにインターネット等の利用により公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月末までに内閣総理大臣に公表の完了を報告するものとする。

#### 第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から第5の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、内閣総理大臣が別に定める大臣(以下「交付担当大臣」という。)と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、第4の1により算定される地方公共団体ごとの交付限度額以内となることを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものと

し、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

# 第7 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画について、交付担当大臣 と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係 行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

# 第8 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

# 第9 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、 交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

# 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則

この決定は、令和5年11月29日から施行する。

附則

この決定は、令和5年12月22日から施行する。

附則

この決定は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この決定は、令和6年12月17日から施行する。

附則

この決定は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この決定は、令和7年5月27日から施行する。

#### 別紙1

各地方公共団体の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る交付限度額は、都道府県については以下の(1)、(11)及び(13)の算定額、市町村分については以下の(1)から(13)の算定額の合計額とする。

(1) 令和5年11月29日限度額通知に係る分

# ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあっては、当該算定した額に令和5年10月16日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口 $\times$ A」とあるのは「ウクライナからの避難民 $\times$ A」と、「事業所数 $\times$  $\beta$  $\times$ D+人口 $\times$ E $\times$ F) $\times$ G」とあるのは「ウクライナからの避難民 $\times$ 400 $\times$ F)」と読み替えるものとする。

#### 算式

840 円×人口×A×B×C× $\alpha$ +660 円×(事業所数× $\beta$ ×D+人口×E×F)×G× $\gamma$ 

※840 円×人口×A×B×C× $\alpha$  及び 660 円×(事業所数× $\beta$ ×D+人口×E×F)×G× $\gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

人口:国勢調査令(昭和55年政令第98号)によって調査した令和2年 10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付 税に関する省令(昭和37年自治省令第17号)附則第21条の規定 が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。 以下(11)ア及び(13)アにおいて同じ。

事業所数:経済センサス活動調査規則(平成23年総務省・経済産業省令第1号)によって公表された令和3年度経済センサス活動調査(甲調査)における事業所の数(事業内容等不詳の事業所を除く。)をいう。以下同じ。

# 算式の符号

A:次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
都道府県庁の置かれている市(東京都にあっては、	1. 10
東京都区部。以下同じ。)の消費者物価指数の伸び	
率(令和5年1月分から同年9月分までの2020年基	
準消費者物価指数(総務省において作成する各月次	
の2020年基準消費者物価指数のうち「総合」に係る	
指数をいう。以下同じ。)の合計数を令和4年1月	
分から同年9月分までの2020年基準消費者物価指数	
の合計数で除して得た数(小数点以下第五位未満の	
端数があるときは、その端数を四捨五入する。)か	
ら1を控除して得た数をいう。以下(1)において	
同じ。)が 0.03387以上の都道府県	
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸	1.05
び率が 0.03189 以上 0.03387 未満の都道府県	
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸	1.00
び率が 0.03189 未満の都道府県	

# B:年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合:令和5年7月26日に総務省が公表した同年1月 1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人 口に占める年少者住基人口(住民基本台帳登載人 口のうち15歳未満の者の数をいう。以下同じ。) の割合(小数点以下第三位未満の端数があるとき は、その端数を四捨五入する。)を、全国の住民 基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合 (0.117)で除して得た数値(小数点以下第三位 未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

高齢者人口割合:令和5年7月26日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口(住民基本台帳登載人口のうち65歳以上の者の数をいう。以下同じ。)の割合(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合

(0.286)で除して得た数値(小数点以下第三位 未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す る。)。

C:次の表の都道府県区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都 道 府 県 区 分	率
一人当たり県民所得(令和5年に内閣府が公表した	1. 4
平成30年度から令和2年度までの各年度の県民経済	
計算における一人当たりの県民所得の合計額を3で	
除して得た数(整数未満の端数があるときは、その	
端数を四捨五入する。)をいう。以下(1)アにお	
いて同じ。)が 2,718 千円未満の都道府県	
一人当たり県民所得が 2,718 千円以上 2,959 千円未	一人当たり
満の都道府県	県民所得/
	1,000× -
	0.00166+
	5. 91194
一人当たり県民所得が 2,959 千円以上の都道府県	1.0

α:別に定める乗率

 $\beta$ : 23. 010512284

D:次の表の都道府県区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数 があるときは、その端数を四捨五入する。)

都 道 府 県 区 分	率
中小企業割合(中小企業庁によって公表された平成	1. 2
28 年 6 月時点の当該都道府県の中小企業数(民営及	
び非一次産業に限る。)を同庁によって公表された	
同月時点の当該都道府県の企業数(民営及び非一次	
産業に限る。)で除して得た数(小数点以下第五位	
未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す	
る。)をいう。以下(1)アにおいて同じ。)が	
0.99818 以上の都道府県	
中小企業割合が 0.99689 以上 0.99818 未満の都道府	中小企業割
県	合×155.039
	-153.557
中小企業割合が 0.99689 未満の都道府県	1.0

E:地方交付税法(昭和25年法律第211号)第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.50
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.65
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.70
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.57
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.50
8,000,000 人を超える数	0.12
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.89
同上 900, 000 人を超える数	0.83

F:次の表の都道府県区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都 道 府 県 区 分	率
第一次産業就業者数割合(国勢調査令によって調査	1. 2
した令和2年10月1日現在における第一次産業就業	
者数(普通交付税に関する省令第11条第1項第1号	
(一)(2)に規定する第一次産業就業者数をい	
う。)を同令によって調査した同日現在における第	
一次産業就業者数、第二次産業就業者数(同号	
(一)(2)に規定する第二次産業就業者数をい	
う。) 及び第三次産業就業者数(同号(一)(2)に	
規定する第三次産業就業者数をいう。)の合計数で	
除して得た数(小数点以下第三位未満の端数がある	
ときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下	
同じ。)(福島県については、第一次産業就業者数	
割合と平成22年第一次産業就業者数割合に0.850を	
乗じて得た数(小数点以下第三位未満の端数がある	
ときは、その端数を四捨五入する。)のいずれか大	

きい数とする。以下 <u>(1)ア</u> 、(11)ア及び(13)	
アにおいて同じ。)が 0.063以上の都道府県	
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.063 未満の 都道府県	第一次産業 就業者数割
仰坦/   宗	
	+0.76816
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の都道府県	1.0

# G:(1.06-財政力指数)×1.5+0.2

Gが 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とする。

財政力指数:地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和2年度、令和3年度及び令和4年度に係るもの(小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を合算したものの3分の1の数値をいう(小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。以下(1)において同じ。

#### γ:別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

## イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている市町村にあっては、当該算定した額に令和5年10月16日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口 $\times$ A」とあるのは「ウクライナからの避難民 $\times$ A」と、「事業所数 $\times$  $\beta$  $\times$ D+人口 $\times$ E  $\times$ F $\times$ G) $\times$ H」とあるのは「ウクライナからの避難民 $\times$ A」との避難民 $\times$ 460 $\times$ F $\times$ G)」と読み替えるものとする。

#### 算式

750 円×人口×A×B×C× $\alpha$ +550 円×(事業所数× $\beta$ ×D+人口×E×F×G)×H× $\gamma$ 

※750 円×人口×A×B×C× $\alpha$  及び 550 円×(事業所数× $\beta$ ×D+人口×E×F×G)×H× $\gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

人口:国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和2年7月豪雨により災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村であって、国勢調査令によって調査した同日現在における人口から同年9月30日現在における住民基本台帳登載人口を控除した数を同日現在における住民基本台帳登載人口で除した数が-0.234を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。以下(11)イ及び(13)イにおいて同じ。

# 算式

 $a \times b / c$ 

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

## 算式の符号

- a:国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在に おける当該市町村の人口
- b:令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算 定に用いた令和2年9月30日現在における当該市町村の 住民基本台帳登載人口
- c: 令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算 定に用いた平成27年9月30日現在における当該市町村 の住民基本台帳登載人口

# 算式の符号

#### A:次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
消費者物価指数の伸び率が 0.03387 以上の都道府県	1. 10
庁所在市等(都道府県庁の置かれている市及びその	

他の指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252条の19第1項の指定都市をいう。)をいう。以下同じ。)	
消費者物価指数の伸び率が 0.03189 以上 0.03387 未	1.05
満の都道府県庁所在市等	
消費者物価指数の伸び率が 0.03189 未満の都道府県	1.00
庁所在市等	

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県のアの算式の符号Aに規定する率とする。

# B:年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合:令和5年7月26日に総務省が公表した同年1月1日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合(0.117)で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

高齢者人口割合:令和5年7月26日に総務省が公表した同年1月1日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合(0.286)で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

C: 次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市町村区分	率
一人当たり地方税収(令和元年度から令和3年度ま	1.4
での各年度の地方財政状況調査(市町村・一部事務	
組合分) 0 4表の「歳入内訳」の表側「1. 地方	

	,
税」、表頭「決算額」の数(特別区にあっては、当	
該数に当該年度の地方財政状況調査(都道府県分)	
52表の「市町村税の徴収実績(東京都のみ該	
当)」の表側「合計(一~三)」、表頭「収入済額」	
の「合計」を加算した数とする。) を当該年度の1	
月1日現在における住民基本台帳登載人口で除して	
得た数(小数点以下第三位未満の端数があるとき	
は、その端数を四捨五入する。) の合計額を3で除	
して得た数(小数点以下第三位未満の端数があると	
きは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下	
(1) イにおいて同じ。) が105,950円未満の市町村	
一人当たり地方税収が 105,950 円以上 251,429 円未	一人当たり
満の市町村	地方税収/
	1,000× -
	0.00275+
	1. 69136
一人当たり地方税収が 251,429 円以上の市町村	1. 0

α:別に定める乗率

 $\beta$ : 22. 933014585

D:次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市町村区分	率
中小企業割合(中小企業庁によって公表された平成	1. 2
28 年 6 月時点の当該市町村の中小企業数(民営及び	
非一次産業に限る。)を同庁によって公表された同	
月時点の当該市町村の企業数(民営及び非一次産業	
に限る。)で除して得た数(小数点以下第五位未満	
の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	
をいう。以下(1)イにおいて同じ。)が0.99879以	
上の市町村	
中小企業割合が 0.99689 以上 0.99879 未満の市町村	中小企業割
	合×105.263
	-103.936
中小企業割合が 0.99689 未満の市町村	1.0

E:地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に 準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を 用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して 得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を 四捨五入する。)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0. 52
1,000,000 人を超える数	0. 52
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0. 14
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

# F:次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市町村区分	率
第一次産業就業者数割合(福島県田村市、南相馬	1. 2
市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大	
熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村について	
は、第一次産業就業者数割合と平成22年第一次産業	
就業者数割合に 0.850 を乗じて得た数 (小数点以下	
第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五	
入する。)のいずれか大きい数とする。以下(11)	
イ及び(13) イにおいて同じ。) が 0.089 以上の市	
町村	
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.089 未満の	第一次産業
市町村	就業者数割
	合×3.63636
	+0.87636
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の市町村	1.0

# G:次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和5年4月1日において、区域の全部又は一部が	1. 2
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	

(令和3年法律第19号)、旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)又は半島振興法(昭和60年法律第63号)の対象となっている市町村 1.0

H:(1.17-財政力指数)×1.1+0.2

Hが 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とする。

γ:別に定める乗率

市町村の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(2) 令和5年度低所得世帯支援枠に係る交付限度額(概算分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。ただし、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は、この限りではない。

#### 算式

概算非課税世帯数×70,000 円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

概算非課税世帯数×2,500円

#### 算式の符号

概算非課税世帯数:令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金))(以下「令和4年度緊急支援給付金」という。)における支給世帯数に0.8を乗じた値(以下「概算令和5年度非課税世帯数」という。)。

(3) 令和5年度低所得世帯支援枠に係る交付限度額(追加分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。

#### 算式

追加非課税世帯数×70,000円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

追加非課税世帯数×2,500円

# 算式の符号

追加非課税世帯数:各市町村が交付金を活用して実施した事業における

支出を決定した世帯数のうち、令和5年12月1日 (以下「基準日」という。)において市町村住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。)を世帯主とする世帯の全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。)(以下「令和5年度非課税世帯」という。)の数から(2)における概算非課税世帯数を引いた値。

# (4) 給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額(概算分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。ただし、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は、この限りではない。

#### 算式

概算令和5年度均等割のみ課税世帯数×100,000 円+概算令和6年度非 課税化世帯数×100,000 円+概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数× 100,000 円+概算こども加算対象児童数×50,000 円+概算調整給付対象 者数(扶養親族等含む)×20,000円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

概算令和5年度均等割のみ課税世帯数×2,500 円+概算令和6年度非課税化世帯数×2,500 円+概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数×2,500 円+概算こども加算対象世帯数×2,500 円+概算調整給付対象納税義務者数×3,000 円

# 算式の符号

概算令和5年度均等割のみ課税世帯数:住民税均等割のみ納税義務者数 (令和4年度市町村税課税状況等の調によって 調査した納税義務者数のうち所得者区分が家屋 敷等のみの納税義務者数を除く。)にα÷A× 0.8を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、 その端数を四捨五入する。)。

 $\alpha:1.2$ 

A:次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数 があるときは、その端数を四捨五入する。)

市町村区分	率
東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉	2. 10
市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、	
浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸	
市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	
その他の人口 150,000 人以上の市	2. 27
その他の人口 150,000 人未満の市	2. 36
町村	2. 35

概算令和6年度非課税化世帯数: 概算令和5年度非課税世帯数に令和4年度緊急支援給付金における支給世帯に対する家計急変世帯(予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下となった世帯。以下同じ。)の割合を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数:概算令和5年度住民税均等割のみ課税世帯数に令和4年度緊急支援給付金における支給世帯に対する家計急変世帯の割合を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

概算こども加算対象世帯数: (概算令和5年度非課税世帯数+概算令和5年度均等割のみ課税世帯数+概算令和6年度 非課税化世帯数+概算令和6年度均等割のみ課 税化世帯数) にβを乗じた値(小数点以下の端 数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

 $\beta : 0.08096$ 

概算こども加算対象児童数:概算こども加算対象世帯数にγを乗じた値 (小数点以下の端数があるときは、その端数を 四捨五入する。)。

 $\gamma : 1.66$ 

概算調整給付対象納税義務者数:当該市町村の住民税均等割と住民税所得割を納める納税義務者数(令和4年度市町村税課税状況等の調によって調査した納税義務者数)にδ×0.8を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

 $\delta$  : 0. 3922551

概算調整給付対象者数(扶養親族等含む。): 当該市町村の住民税均等割と住民税所得割を納める納税義務者数(令和4年度市町村税課税状況等の調によって調査した納税義務者数)にε×0.8を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

ε: 0. 5386094

(5) 給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額(追加分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。

# 算式

(令和5年度均等割のみ課税世帯支援数×100,000 円+令和6年度非課税化世帯支援数×100,000 円+令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数×100,000 円+こども加算支援児童数×50,000 円+調整給付支援額) ー (概算令和5年度均等割のみ課税世帯数×100,000 円+概算令和6年度非課税化世帯数×100,000 円+概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数×100,000 円+概算こども加算対象児童数×50,000 円+概算調整給付対象者数(扶養親族等含む。)×20,000 円)

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

(令和5年度均等割のみ課税世帯支援数×2,500 円+令和6年度非課税化世帯支援数×2,500 円+令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数×2,500 円+こども加算支援世帯数×2,500 円+調整給付支援納税義務者数×3,000円) - (概算令和5年度均等割のみ課税世帯数×2,500円+概算令和6年度非課税化世帯数×2,500円+概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数×2,500円+概算で計算を計算を対象とでは、100円円を対象のでは、100円円ののでは、100円円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100

# 算式の符号

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数:各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、基準日において市町村住民基本台帳に記録されている者を世帯主とする世帯の全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が令和5年度分の住民税均等割を課される者である世帯(住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。)(以下「令和5年度均等割のみ課税世帯」という。)の数。

令和6年度非課税化世帯支援数:各市町村が交付金を活用して実施した 事業における支出を決定した世帯数のうち、令 和6年6月3日(以下「令和6年度非課税化世 帯等の基準日」という。)において市町村住民基 本台帳に記録されている者(令和6年度非課税 化世帯等の基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、令和6年度非課税化世帯等の基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、令和6年度非課税化世帯等の基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。)を世帯主とする世帯の全員の令和6年度分の住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び令和5年度非課税世帯又は令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付の対象世帯を除く。)(以下「令和6年度非課税化世帯」という。)の数。

令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数:各市町村が交付金を活用して 実施した事業における支出を決定した世帯数の うち、令和6年度非課税化世帯等の基準日にお いて市町村住民基本台帳に記録されている者を 世帯主とする世帯の全員の令和6年度分の住民 税所得割が非課税であり、かつ、当該世帯に属 する者のうち少なくとも一人が令和6年度分の 住民税均等割を課される者である世帯(住民税 均等割が課税されている者の扶養親族等のみで 構成される世帯及び令和5年度非課税世帯又は 令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付の対 象世帯を除く。)(以下「令和6年度均等割のみ 課税化世帯」という。)の数。

こども加算支援世帯数:各市町村が交付金を活用して実施した事業にお ける支出を決定した世帯数のうち、令和5年度 非課税世帯、令和5年度均等割のみ課税世帯、 令和6年度非課税化世帯及び令和6年度均等割 のみ課税化世帯であって、十八歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間にある児童が属す る世帯数。

こども加算支援児童数:各市町村が交付金を活用して実施した事業にお ける支出を決定した世帯の児童数のうち、令和 5年度非課税世帯、令和5年度均等割のみ課税 世帯、令和6年度非課税化世帯及び令和6年度 均等割のみ課税化世帯に属する十八歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間にある児童数。

調整給付支援納税義務者数:各市町村が交付金を活用して実施した事業 における支出を決定した者の数のうち、納税義 務者 (令和6年度において当該市町村で賦課決 定された個人住民税所得割の納税義務者又は当 該市町村に居住する所得税の納税義務者をいう。 ただし、合計所得金額が1,805万円を超える者を 除く。)の減税対象人数(納税義務者本人並びに 控除対象配偶者及び扶養親族(令和5年12月31 日時点で国外に居住する者を除き、扶養親族に ついては16歳未満扶養親族を含む。)の数。以下 同じ。) に30,000円を乗じた金額が当該納税義務 者の令和5年分所得税額を超え、又は当該納税 義務者の減税対象人数に 10,000 円を乗じた金額 が当該納税義務者の令和6年度分個人住民税所 得割額(定額減税適用前)を超える者(以下 「調整給付支援対象納税義務者」という。)の数。

調整給付支援額:次の算式により算定した額。

算式

 $\Sigma$  (A)

#### 算式の符号

A:調整給付支援対象納税義務者ごとに、所得税分控除不足額及び個人住民税分控除不足額の合算額を基礎として算定する給付額(一円以上一万円未満の端数があるときはその端数金額を一万円として計算するものとする。)

所得税分控除不足額:30,000 円×減税対象人数-令和5年分所 得税額(所得税分控除不足額が0円未満 の場合は0円とする。)

個人住民税分控除不足額:10,000 円×減税対象人数-令和6年度分個人住民税所得割額(個人住民税分 控除不足額が0円未満の場合は0円とする。)

# (6) 令和5年度給付支援サービス活用枠

給付支援サービスの活用の意向を基にデジタル庁において選考した市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額とする。

#### 算式

 $\alpha \times 1,100,000 \oplus +2,200,000 \oplus$ 

# 算式の符号

 $\alpha$ : 人口÷100,000 人で得られた値について、小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げる

(7)被災世帯分の低所得世帯支援枠に係る交付限度額(追加分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。

#### 算式

追加非課税世帯数(被災世帯)×100,000円 ※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。 追加非課税世帯数(被災世帯)×5,000円

#### 算式の符号

追加非課税世帯数(被災世帯):各市町村が交付金を活用して実施した 事業における支出を決定した世帯数のうち、以 下の(i)及び(ii)の世帯(以下「令和5年 度非課税世帯(被災世帯)」という。)の数。

(i) 令和6年1月1日(以下「被災世帯の基準日」という。)において市町村の住民基本台帳に記録されている者(被災世帯の基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、被災世帯の基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、被災世帯の基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(ii)及び(8)において同じ。)で、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地

方税法(昭和25年法律第226号)第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税均等割が全額免除される水準となった者を含む世帯(令和5年度非課税世帯、令和5年度均等割のみ課税世帯、令和6年度非課税化世帯(以下「令和5年度非課税世帯等」という。)に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている世帯を除く。)

(ii) 所有(その者の扶養親族等が令和6年能登 半島地震に伴う災害により被災した住宅等を所 有する場合を含む。以下同じ。) する住宅又は家 財(以下「住宅等」という。)が市町村に所在す る者(令和5年度非課税世帯(被災世帯)の基 準日において所有する住宅等が所在する市町村 以外の市町村の住民基本台帳に記録されている 者に限る。)で、当該住宅等が令和6年能登半島 地震に伴う災害により被災したことにより、地 方税法第 323 条に基づき条例で定めるところに より、令和5年度分の住民税均等割が全額免除 される水準となった者(所有する住宅又は所有 する家財の存する住宅に居住する世帯が(i) の世帯又は令和5年度非課税世帯等に該当し、 当該世帯向けの給付の支出が決定されている者 を除く。)を含む世帯(同一の住宅等を所有する 者を含む世帯が複数ある場合はいずれか一の世 帯に限る。)

(8) 被災世帯分の給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額(追加分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。

#### 算式

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数(被災世帯)×100,000 円+こども 加算支援児童数(被災世帯)×50,000 円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数(被災世帯)×5,000円+こども加算支援世帯数(被災世帯)×5,000円

#### 算式の符号

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数(被災世帯):各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、以下の(i)及び(ii)の世帯(以下「令和5年度均等割のみ課税世帯(被災世帯)」という。)の数。

- (i)被災世帯の基準日において市町村の住民基本台帳に記録されている者で、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税所得割のみが全額免除される水準となった者を含む世帯(令和5年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている世帯を除く。)
- (ii) 所有する住宅等が市町村に所在する者(被災世帯の基準日において所有する住宅等が所在する市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者に限る。)で、当該住宅等が令和6年能登半島地震に伴う災害により被災したことにより、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税所得割のみが全額免除される水準となった者(所有する住宅又は所有する家財の存する住宅に居住する世帯が(i)の世帯又は令和5年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている者を除く。)を含む世帯(同一の住宅等を所有する者を含む世帯が複数ある場合はいずれか一の世帯に限る。)
- こども加算支援世帯数(被災世帯):各市町村が交付金を活用して実施 した事業における支出を決定した世帯数のうち、 令和5年度非課税世帯(被災世帯)及び令和5 年度均等割のみ課税世帯(被災世帯)であって、 十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの 間にある児童が属する世帯数。
- こども加算支援児童数(被災世帯):各市町村が交付金を活用して実施 した事業における支出を決定した世帯の児童数 のうち、令和5年度非課税世帯(被災世帯)及 び令和5年度均等割のみ課税世帯(被災世帯)

に属する十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童数。

(9) 令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体 支援枠に係る交付限度額(概算分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。ただし、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は、この限りではない。

# 算式

概算令和6年度非課税世帯数 $\times$ 30,000 円+概算令和6年度こども加算対象児童数 $\times$ 20,000 円+概算不足額給付対象者数 I(扶養親族等含む。)

×15,000 円+概算不足額給付対象者数 II×40,000 円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

概算令和6年度非課税世帯数×2,500 円+概算令和6年度こども加算対象世帯数×2,500円+概算不足額給付支援者数×3,000円

# 算式の符号

概算令和6年度非課税世帯数:(3)における令和5年度非課税世帯に 0.8を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、 その端数を四捨五入する。)。

概算令和6年度こども加算対象児童数:令和6年度実施計画の第2回提出におけるこども加算の対象人数に $\alpha \times 0.8$ を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

 $\alpha : 0.73543$ 

概算不足額給付対象者数 I (扶養親族等含む。): 当該市町村の住民税均等割と住民税所得割を納める納税義務者数 (令和 5 年度市町村税課税状況等の調によって調査した納税義務者数) に β × 0.8 を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

 $\beta : 0.1899302$ 

概算不足額給付対象者数 II: 当該市町村の人口(国勢調査令によって調査した令和 2 年 10 月 1 日現在における当該団体の人口)に $\gamma \times 0.8$  を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

 $\gamma : 0.0096710$ 

概算令和6年度こども加算対象世帯数:令和6年度実施計画の第2回提出におけるこども加算の対象世帯数にα×0.8を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

概算不足額給付支援者数:概算不足額給付対象者数 II 及び概算不足額 給付対象納税義務者数を合算した数。

概算不足額給付対象納税義務者数:当該市町村の住民税均等割と住民税 所得割を納める納税義務者数(令和5年度市町 村税課税状況等の調によって調査した納税義務 者数)にδ×0.8を乗じた値(小数点以下の端数 があるときは、その端数を四捨五入する。)。

 $\delta$ : 0. 1440678

(10) 令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額(追加分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。ただし、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は、この限りではない。

#### 算式

(令和6年度非課税世帯数×30,000 円+こども加算支援児童数×20,000 円+不足額給付支援額) - (概算令和6年度非課税世帯数×30,000 円+概算令和6年度こども加算対象児童数×20,000 円+概算不足額給付支援額)

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。 (令和6年度非課税世帯数×2,500円+こども加算支援世帯数×2,500円 +不足額給付支援者数 $\times$ 3,000 円) - (概算令和6年度非課税世帯数 $\times$ 2,500 円+概算令和6年度こども加算対象世帯数 $\times$ 2,500 円+概算不足額給付支援者数 $\times$ 3,000 円)

# 算式の符号

令和6年度非課税世帯数:各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和6年12月13日(以下「令和6年度低所得世帯支援枠の基準日」という。)において市町村住民基本台帳に記録されている者(令和6年度低所得世帯支援枠の基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、つつの地では、1年国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、令和6年度低所得世帯支援枠の基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)を世帯主とする世帯の全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税であ

こども加算支援児童数:各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯の児童数のうち、令和6年度非課税世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童数。

る世帯(住民税均等割が課税されている者の扶 養親族等のみで構成される世帯を除く。)の数。

不足額給付支援額:次の算式により算定した額。

#### 算式

 $\Sigma$  (A) +  $\Sigma$  (B)

#### 算式の符号

A:不足額給付支援対象納税義務者ごとに、不足額給付時における 調整給付所要額から当該者における調整給付支援額を控除した 額を基礎として算定する給付額(一円以上一万円未満の端数が あるときはその端数金額を一万円として計算するものとする。)

B:不足額給付支援対象者ごとに算定する給付額(原則 40,000 円。 ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入した者について は30,000円) 概算不足額給付支援額: 概算不足額給付対象者数 I(扶養親族等含む。) に 15,000 円を乗じた額及び概算不足額給付対象 者数 II に 40,000 円を乗じた額を合算した額。

こども加算支援世帯数:各市町村が交付金を活用して実施した事業にお ける支出を決定した世帯数のうち、令和6年度 非課税世帯であって、十八歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある児童が属する世 帯数。

不足額給付支援者数:各市町村が交付金を活用して実施した事業におけ る支出を決定した者の数のうち、不足額給付支 援対象納税義務者(不足額給付時における調整 給付所要額が当該者における調整給付支援額を 超える者。以下同じ。)及び不足額給付支援対象 者(令和6年分所得税(定額減税適用前)及び 令和6年度分個人住民税所得割(定額減稅適用 前)が課されていない者であって、令和6年分 所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個 人住民税に係る合計所得金額が 48 万円を超える 者又は青色事業専従者若しくは事業専従者。た だし、定額減税の対象者、調整給付の給付対象 者(扶養親族等を含む。)、(3)における令和5 年度非課税世帯(物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金を財源として給付したものに限る。) 又は(5)における均等割のみ課税世帯への給 付若しくは令和6年度の新たに住民税非課税又 は新たに均等割のみ課税となった世帯への給付 の対象世帯の世帯主又は世帯員のいずれかに該 当する者を除く。)の数。

不足額給付時における調整給付所要額:所得税分控除不足額(不足額給付分)及び個人住民税分控除不足額の合算額を基礎として算定する給付額(一円以上一万円未満の端数があるときはその端数金額を一万円として計算するものとする。)。

所得税分控除不足額(不足額給付分):30,000 円×減税対象人数(不足 額給付分) -令和6年分所得税額(定額減税適 用前)(所得税分控除不足額が0円未満の場合は 0円とする。) 減税対象人数(不足額給付分):納税義務者本人、同一生計配偶者及び 扶養親族(令和6年12月31日時点で国外に居住 する者を除き、扶養親族については16歳未満扶 養親族を含む。)の数。

(11) 令和6年12月17日限度額通知に係る分

# ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあっては、当該算定した額に令和 6 年 10 月 7 日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口 $\times$ A」とあるのは「ウクライナからの避難民 $\times$ A」と、「事業所数 $\times$   $\beta$   $\times$  E + 人口 $\times$  F  $\times$  G)  $\times$  H」とあるのは「ウクライナからの避難民 $\times$  S 50  $\times$  F )」と読み替えるものとする。

## 算式

990 円×人口×A×B×C×D× $\alpha$ +760 円×(事業所数× $\beta$ ×E+人口×F×G)×H× $\gamma$ 

※990 円×人口×A×B×C×D× $\alpha$  及び 760 円×(事業所数× $\beta$ ×E+人口×F×G)×H× $\gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

#### 算式の符号

A:次の表の都道府県区分に対応する率

の名が即進用 不巨力 に 内が り る 中	
都 道 府 県 区 分	率
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸	1. 10
び率(令和6年1月分から同年9月分までの2020年	
基準消費者物価指数の合計数を令和5年1月分から	
同年9月分までの2020年基準消費者物価指数の合計	
数で除して得た数(小数点以下第五位未満の端数が	
あるときは、その端数を四捨五入する。) から1を	
控除して得た数をいう。以下(11)において同	
じ。)が 0.02674以上の都道府県	
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸	1.05
び率が 0.02463 以上 0.02674 未満の都道府県	
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸	1.00
び率が 0.02463 未満の都道府県	

B:年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5 小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合:令和6年7月24日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合(0.115)で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。以下(11)ア及び(13)アにおいて同じ。

高齢者人口割合:令和6年7月24日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合(0.288)で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。以下(11)ア及び(13)アにおいて同じ。

C:次の表の都道府県区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数 があるときは、その端数を四捨五入する。)

都 道 府 県 区 分	率
一人当たり県民所得(令和6年に内閣府が公表した	1.4
令和元年度から令和3年度までの各年度の県民経済	
計算における一人当たりの県民所得の合計額を3で	
除して得た数(整数未満の端数があるときは、その	
端数を四捨五入する。)をいう。以下(11)ア及び	
(13) アにおいて同じ。) が 2,712 千円未満の都道府	
県	
一人当たり県民所得が 2,712 千円以上 2,946 千円未	一人当たり
満の都道府県	県民所得/
	1,000× -
	0.00171+
	6. 03766
一人当たり県民所得が 2,946 千円以上の都道府県	1.0

D: 当該都道府県の普通交付税に関する省令別表第四(1)に定める地域区 分に応ずる人口にそれぞれイ算式の符号Dに定める率を乗じて得た 数値の合計数を当該率を乗ずる前の数値で除して得た率(小数点以 下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

α:別に定める乗率

 $\beta$ : 22. 349095211

E:次の表の都道府県区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都 道 府 県 区 分	率
中小企業割合(中小企業庁によって公表された令和	1. 2
3年6月時点の当該都道府県の中小企業数(民営及	
び非一次産業に限る。)を同庁によって公表された	
同月時点の当該都道府県の企業数(民営及び非一次	
産業に限る。)で除して得た数(小数点以下第五位	
未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す	
る。)をいう。以下(11)ア及び(13)アにおいて	
同じ。)が 0.99821 以上の都道府県	
中小企業割合が 0.99693 以上 0.99821 未満の都道府	中小企業割
県	合×156.250
	-154.770
中小企業割合が 0.99693 未満の都道府県	1. 0

F:地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.32
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.47
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.62
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.68
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0. 54
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0. 12

人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.88
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.90
同上 900, 000 人を超える数	0.82

G:次の表の都道府県区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数 があるときは、その端数を四捨五入する。)

都 道 府 県 区 分	率
第一次産業就業者数割合が 0.063 以上の都道府県	1. 2
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.063 未満の 都道府県	第一次産業 就業者数割 合×6.81896 +0.76816
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の都道府県	1. 0

# H:(1.10-財政力指数)×1.5+0.2

Hが 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とし、(1) ア算式の符号Gに比し 0.1 以上減少している場合には (1) ア算式の符号Gから 0.1 を減じた数値とする。

財政力指数:地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和3年度、令和4年度及び令和5年度に係るもの(小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を合算したものの3分の1の数値をいう(小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。以下(11)及び(13)において同じ。

## γ:別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

## イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている市町村にあっては、当該算定した額に令和 6 年 10 月 7 日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数× $\beta$ ×E+人口×F×G×H)×I」とあるのは「ウクライナからの避難民×400×G×H)」と読み替えるものとする。

#### 算式

880 円×人口×A×B×C×D× $\alpha$ +640 円×(事業所数× $\beta$ ×E+人口×F×G×H)×I× $\gamma$ 

※880 円×人口×A×B×C×D× $\alpha$  及び 640 円×(事業所数× $\beta$ ×E+人口×F×G×H)×I× $\gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

# 算式の符号

A:次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
消費者物価指数の伸び率が 0.02674 以上の都道府県	1. 10
庁所在市等	
消費者物価指数の伸び率が 0.02463 以上 0.02674 未	1.05
満の都道府県庁所在市等	
消費者物価指数の伸び率が 0.02463 未満の都道府県	1.00
庁所在市等	

<sup>※</sup>都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属す る都道府県のアの算式の符号Aに規定する率とする。

#### B: 年少者人口割合×0.5+ 高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 年少者人口割合:令和6年7月24日に総務省が公表した同年1月1日 における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占め る年少者住基人口の割合(小数点以下第三位未満の 端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を、 全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人 口の割合(0.115)で除して得た数値(小数点以下 第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五 入する。)。以下(11) イ及び(13) イにおいて同じ。

高齢者人口割合:令和6年7月24日に総務省が公表した同年1月1日 における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占め る高齢者住基人口の割合(小数点以下第三位未満の 端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を、 全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人 口の割合(0.288)で除して得た数値(小数点以下 第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五 入する。)。以下(11)イ及び(13)イにおいて同じ。

C: 次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市町村区分	率
一人当たり地方税収(令和2年度から令和4年度ま	1.4
での各年度の地方財政状況調査(市町村・一部事務	
組合分) 04表の「歳入内訳」の表側「1.地方	
税」、表頭「決算額」の数(特別区にあっては、当	
該数に当該年度の地方財政状況調査(都道府県分)	
52表の「市町村税の徴収実績(東京都のみ該	
当)」の表側「合計(一~三)」、表頭「収入済額」	
の「合計」を加算した数とする。) を当該年度の1	
月1日現在における住民基本台帳登載人口で除して	
得た数(小数点以下第三位未満の端数があるとき	
は、その端数を四捨五入する。) の合計額を3で除	
して得た数(小数点以下第三位未満の端数があると	
きは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下	
(11) イにおいて同じ。) が107,697円未満の市町村	
一人当たり地方税収が 107,697 円以上 253,726 円未	一人当たり
満の市町村	地方税収/
	1,000× -
	0.00274+
	1. 69509
一人当たり地方税収が 253,726 円以上の市町村	1. 0

D:普通交付税に関する省令別表第四(1)に定める地域区分に応ずる次の表 に定める率

•	, e , e ,	
	4級地	1. 4
	3級地	1.3
	2級地	1.2
	1 級地	1. 1

無級地 1.0

α:別に定める乗率

 $\beta$ : 22. 999470993

E:次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

	I I
市町村区分	率
中小企業割合(中小企業庁によって公表された令和	1. 2
3年6月時点の当該指定都市の中小企業数又は平成	
28年6月時点の指定都市以外の市町村(いずれも民	
営及び非一次産業に限る。)を同庁によって公表さ	
れた同月時点の当該市町村の企業数(民営及び非一	
次産業に限る。)で除して得た数(小数点以下第五	
位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す	
る。)をいう。以下(11)イ及び(13)イにおいて	
同じ。)が 0.99882 以上の市町村	
中小企業割合が 0.99696 以上 0.99882 未満の市町村	中小企業割
	合×107.527
	-106.200
中小企業割合が 0.99696 未満の市町村	1.0

F:地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0. 52
1,000,000 人を超える数	0.53
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.14
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0. 17
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0. 16

同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.46
同上 96,000 人を超える数	-1.67

# G:次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市 町 村 区 分	率
第一次産業就業者数割合(福島県田村市、南相馬	1. 2
市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大	
熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村について	
は、第一次産業就業者数割合と平成22年第一次産業	
就業者数割合に 0.850 を乗じて得た数 (小数点以下	
第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五	
入する。)のいずれか大きい数とする。以下(11)	
イ及び(13) イにおいて同じ。)が0.089以上の市町	
村	
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.089 未満の	第一次産業
市町村	就業者数割
	合×3.63636
	+0.87636
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の市町村	1.0

# H:次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和6年4月1日において、区域の全部又は一部が	1. 2
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、	
旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄	
振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小	
笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島	
振興法の対象となっている市町村	
その他の市町村	1.0

# I:(1.18-財政力指数)×1.1+0.2

I が 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とし、(1) イ算式の符号Hに比し 0.1 以上減少している場合には (1) イ算式の符号Hから 0.1 を減じた数値とする。

# γ:別に定める乗率

市町村の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

# (12) 令和6年度給付支援サービス活用枠

給付支援サービスを活用する市町村の交付限度額は、以下の算式により算 定した額とする。

#### 算式

 $\alpha + 90,000 \ \Box + (\beta \times 240,000 \ \Box - \gamma \times 80,000 \ \Box)$ 

## 算式の符号

- α: 令和6年12月17日以後に初めて給付支援サービスを利用する市町 村は、458,400円(それ以外の市町村にあっては、0円とする。)
- $\beta$ :総世帯数(住民基本台帳に基づく令和6年1月1日現在における当該団体の世帯数。以下同じ。)に $\delta$ を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を1,000で除して得た値について、小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた値
- $\gamma$ :総世帯数に  $\delta$  を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)から 21,000 を減じて得られた数(0 未満の場合は 0 とする。)を 1,000 で除して得られた値について、小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた値

## δ:次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
東京都区部	0. 2875969
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜 市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜 松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神 戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及 び熊本市	0. 3503219
函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川	0. 3240603

市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西	
宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、	
倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松	
山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保	
市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市	
つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、所沢	0. 2945511
市、春日部市、草加市、平塚市、小田原市、	
茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越	
市、沼津市、富士市、春日井市、四日市市、	
岸和田市、茨木市、加古川市、宝塚市及び佐	
賀市	
中都市(政令指定都市、中核市及び施行時特	0. 3237670
例市以外の市であって、人口(国勢調査令に	
よって調査した令和2年10月1日現在におけ	
る当該団体の人口をいう。以下同じ。)10万	
人以上の市をいう。)	
小都市(政令指定都市、中核市及び施行時特	0. 3133660
例市以外の市であって、人口10万人未満の市	
をいう。以下同じ。)のうち人口5万人以上	
の市	
小都市のうち人口5万人未満の市	0. 3925165
町村のうち人口2万人以上の町村(ただし、	0. 2931555
福智町及びさつま町を除く。)	
町村のうち人口1万人以上2万人未満の町村	0. 3866748
(大熊町については、0.5076171)	
町村のうち人口5千人以上1万人未満の町村	0. 4281250
(双葉町については、0.7304348)	
町村のうち人口5千人未満の町村	0. 4597561
福智町	0. 3825405
さつま町	0. 3273546

# (13) 令和7年5月27日限度額通知に係る分

# ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

# 算式

170 円×人口×A×B×C× $\alpha$ +130 円×(事業所数× $\beta$ ×D+人口×E×F)×G× $\gamma$ 

\*\*170 円×人口×A×B×C× $\alpha$  及び130 円×(事業所数× $\beta$ ×D

+人 $\Pi \times E \times F$ ) $\times G \times \gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

# 算式の符号

A:次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸	1. 10
び率(令和6年4月分から令和7年3月分までの	
2020 年基準消費者物価指数の合計数を令和5年4月	
分から令和6年3月分までの2020年基準消費者物価	
指数の合計数で除して得た数(小数点以下第五位未	
満の端数があるときは、その端数を四捨五入す	
る。)から1を控除して得た数をいう。以下(13)	
において同じ。) が 0.03051 以上の都道府県	
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸	1.05
び率が 0.02863 以上 0.03051 未満の都道府県	
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸	1.00
び率が 0.02863 未満の都道府県	

B:年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5 小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入す る。

C: 次の表の都道府県区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数 があるときは、その端数を四捨五入する。)

都 道 府 県 区 分	率
一人当たり県民所得が 2,712 千円未満の都道府県	1. 4
一人当たり県民所得が 2,712 千円以上 2,946 千円未	一人当たり
満の都道府県	県民所得/
	1,000× -
	0.00171 +
	6. 03766
一人当たり県民所得が 2,946 千円以上の都道府県	1.0

α:別に定める乗率

 $\beta$ : 22. 349095211

D:次の表の都道府県区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数

があるときは、その端数を四捨五入する。)

都 道 府 県 区 分	率
中小企業割合が 0.99821 以上の都道府県	1. 2
中小企業割合が 0.99693 以上 0.99821 未満の都道府	中小企業割
県	合×156.250
	-154.770
中小企業割合が 0.99693 未満の都道府県	1. 0

E:地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.32
2, 100, 000 人を超え 2, 500, 000 人までの数	0.47
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.62
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.68
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.54
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.12
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.88
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.90
同上 900, 000 人を超える数	0.82

F:次の表の都道府県区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都道府県区分	率
第一次産業就業者数割合が 0.063 以上の都道府県	1. 2
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.063 未満の 都道府県	第一次産業 就業者数割 合×6.81896 +0.76816
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の都道府県	1. 0

G:(1.10-財政力指数)×1.5+0.2

Gが 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とする。

# γ:別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

# イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

#### 算式

150 円×人口×A×B×C× $\alpha$  +110 円× (事業所数× $\beta$  ×D+人口×E ×F×G) ×H× $\gamma$ 

※150 円×人口×A×B×C× $\alpha$  及び 110 円×(事業所数× $\beta$ ×D+人口×E×F×G)×H× $\gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

# 算式の符号

A:次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
消費者物価指数の伸び率が 0.03051 以上の都道府県	1. 10
<u></u> 庁所在市等	
消費者物価指数の伸び率が 0.02863 以上 0.03051 未	1.05
満の都道府県庁所在市等	
消費者物価指数の伸び率が 0.02863 未満の都道府県	1.00
庁所在市等	

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県のアの算式の符号Aに規定する率とする。

B:年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5 小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C:次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

#	HT*	<del>*</del> +	14	$\triangle$	欬
111	т1	小儿		刀	<del>一个</del>

一人当たり地方税収(令和3年度から令和5年度ま	1.4
での各年度の地方財政状況調査(市町村・一部事務	
組合分) 0 4表の「歳入内訳」の表側「1. 地方	
税」、表頭「決算額」の数(特別区にあっては、当	
該数に当該年度の地方財政状況調査(都道府県分)	
52表の「市町村税の徴収実績(東京都のみ該	
当)」の表側「合計(一~三)」、表頭「収入済額」	
の「合計」を加算した数とする。) を当該年度の1	
月1日現在における住民基本台帳登載人口で除して	
得た数(小数点以下第三位未満の端数があるとき	
は、その端数を四捨五入する。) の合計額を3で除	
して得た数(小数点以下第三位未満の端数があると	
きは、その端数を四捨五入する。) をいう。以下	
(13) イにおいて同じ。) が109,415円未満の市町村	
一人当たり地方税収が 109,415 円以上 260,271 円未	一人当たり
満の市町村	地方税収/
	1,000× -
	0.00265+
	1. 68995
一人当たり地方税収が 260,271 円以上の市町村	1.0

α:別に定める乗率

 $\beta$ : 22. 999470993

D:次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市町村区分	率
中小企業割合が 0.99882 以上の市町村	1. 2
中小企業割合が 0.99696 以上 0.99882 未満の市町村	中小企業割
	合×107.527
	-106.200
中小企業割合が 0.99696 未満の市町村	1.0

E:地方交付税法第 13 条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

人口が 100,000 人以上のもの

100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0. 52
1,000,000 人を超える数	0. 53
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.14
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0. 16
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.46
同上 96, 000 人を超える数	-1.67

# F:次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市町村区分	率
第一次産業就業者数割合が 0.089 以上の市町村	1. 2
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.089 未満の 市町村	第一次産業 就業者数割 合×3.63636 +0.87636
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の市町村	1.0

# G:次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和6年4月1日において、区域の全部又は一部が	1. 2
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、	
旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄	
振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小	
笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島	
振興法の対象となっている市町村	
その他の市町村	1.0

# H:(1.18-財政力指数)×1.1+0.2

Hが 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とする。

# γ:別に定める乗率

市町村の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額がある

ときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから 減額する。